

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 関東 1 - 2
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2025年11月 7 日
 【会社名】 株式会社GENDA
 【英訳名】 GENDA Inc.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 片岡 尚
 【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
 【電話番号】 (0 3) 6 2 8 1 - 4 7 8 1 (代表)
 【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 渡邊 太樹
 【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号
 【電話番号】 (0 3) 6 2 8 1 - 4 7 8 1 (代表)
 【事務連絡者氏名】 常務取締役CFO 渡邊 太樹
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 8,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	2025年 3 月28日
効力発生日	2025年 4 月 5 日
有効期限	2027年 4 月 4 日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 60,000百万円

【これまでの募集実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
7 - 関東 1 - 1	2025年 6 月24日	3,300百万円	-	-
実績合計額（円）		3,300百万円 (3,300百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 56,700百万円
 （56,700百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段
 （ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出
 しております。

（発行残高の上限を記載した場合）
 該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	株式会社GENDA第2回期限前償還条項付無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金8,000百万円
各社債の金額（円）	100万円
発行価額の総額（円）	金8,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.456％
利払日	毎年5月13日及び11月13日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日（期限前償還（別記「償還の方法」欄第2項第(2)号に定義する。以下同じ。）される場合は期限前償還日）までこれをつけ、2026年5月13日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月13日及び11月13日（第1回の利息支払期日を含め、以下「利払期日」という。）に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割でこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日（期限前償還される場合は期限前償還日）後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「17．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2027年5月13日

償還の方法	1. 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2027年5月13日にその総額を償還する。 (2) 期限前償還条項 当社について、以下のイに記載のいずれかの事案が発生し、かつ、以下のロに記載のいずれかの場合に該当（以下「期限前償還請求事由」という。）したときには、本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）は、当社に対し、その保有する本社債の償還（以下「期限前償還」という。）を請求することができる。この場合当社は、期限前償還の請求のあった各本社債について、本欄第1項に定める償還金額で償還する。ただし、下記イ（ ）の事案が発生した以降に下記イ（ ）または（ ）の事案が発生したとしても、当該イ（ ）または（ ）の事案の発生に基づく期限前償還請求事由には該当しないものとする。 イ（ ）50%を超える議決権を単独または共同保有者とともに直接または間接的に保有する株主が新たに出現し、かかる株主の出現が確認できる公開買付報告書、大量保有報告書もしくは大量保有報告書の変更報告書の提出により公表されたとき、（ ）当社を消滅会社とする合併または当社を完全子会社とする株式交換もしくは株式移転を承認する株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）の決議が採択され、適時開示で公表され、当該合併、株式交換もしくは株式移転の効力が発生したとき、または（ ）株式会社東京証券取引所に対して当社普通株式の上場廃止申請が行われた場合もしくは株式会社東京証券取引所の審査により当社が上場廃止基準のいずれかに該当したと認定され、上場廃止となることが確定した場合で、当該事実について適時開示で公表されたとき ロ 上記イの事案が発生した日（同日を含む。）より90日以内（ただし、期限前償還請求事由（イ（ ）の事案の発生に基づくものを除く。）の発生前に上記イの事案が新たに発生した場合には、その日（同日を含む。）より90日以内）に、株式会社日本格付研究所もしくはその格付業務を承継した者の本社債及び当社にかかる信用格付（発行会社の信用リスクの度合いを示した発行体格付を含み、当社が付与を依頼した信用格付に限る。以下同じ。）のいずれかが、上記イのいずれかの原因となる事象が発生した結果として新たに格下げされた場合（格下げ後にB B + 以下となる場合に限る。）もしくは公表されなくなった場合 期限前償還請求事由の発生した日（同日を含む。）から90日目以後に最初に到来する利払期日（なお、償還期日は除く。）を期限前償還日とし、当該期限前償還日の40銀行営業日前から20銀行営業日前までの期間を期限前償還請求期間とする。本社債の期限前償還を請求しようとする本社債権者は、当該期限前償還請求期間に、当該本社債権者が期限前償還を請求しようとする本社債のために口座を開設する口座管理機関（別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程に定める口座管理機関をいう。）に対し必要な手続を取るものとする。期限前償還請求を行った本社債権者は、その後これを取り消すことはできない。なお、当該期限前償還の請求及び期限前償還は、社債等振替法（別記（注）「2. 振替社債」に定義する。）及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って行われるものとする。 当社は、期限前償還請求事由が発生した場合には、速やかに社債管理者（別記（注）「3. 社債管理者」に記載の社債管理者をいう。以下同じ。）に以下の事項を通知しなければならない。また、期限前償還請求事由の発生した日（同日を含む。）から30日以内に、以下の事項を、社債管理者を通じ別記（注）「13. 社債管理者から社債権者への通知方法」に定める方法により本社債権者に通知するとともに、別記（注）「12. 公告の方法」に定める方法により公告しなければならない。 （ ）本社債権者に期限前償還請求権が発生したこと及びその事由 （ ）期限前償還日及び期限前償還請求期間並びにその他必要と判断する事項 社債管理者は期限前償還請求事由の発生の有無を確認するものとし、当該発生があった場合には、速やかに当社にその旨を通知するものとする。 (3) 本社債を償還すべき日（期限前償還すべき日を含む。）が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (4) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「17. 元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2025年11月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店

払込期日	2025年11月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．担保提供制限 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債のために、担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）を行う場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。本項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合には、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定するものとする。 2．担保提供制限の例外 当社が、合併または会社法第2条第29号に定める吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社または吸収分割会社が国内で発行した社債を承継する場合は、本欄第1項は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第（1）号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項または本欄第（1）号により本社債のために担保権を設定した場合、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項及び別記（注）「7．社債管理者への通知」(2)は適用されない。

（注）

1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社日本格付研究所（以下「J C R」という。）からB B B +の信用格付を2025年11月7日付で取得している。

J C Rの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

J C Rの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJ C Rの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、J C Rの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。J C Rの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

J C Rの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、J C Rの信用格付の付与にあたり利用した情報は、J C Rが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。

本社債の申込期間中に本社債に関してJ C Rが公表する情報へのリンク先は、J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

J C R：電話番号 03-3544-7013

2．振替社債

(1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3．社債管理者

株式会社みずほ銀行

4．発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5．期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項または別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）5

(1) に該当しても期限の利益を失わない。

当社が別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第(2)号、本(注)6、本(注)7、本(注)8及び本(注)12の規定に違背し、社債管理者の指定する1か月を下回らない期間内にその履行または補正をしないとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押えもしくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、または滞納処分を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

- (2) 本(注)5(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社は直ちにその旨を本(注)12に定める方法により公告する。

6. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定めに従い一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が本(注)6(2)に定める書類の提出を行った場合はこれを省略することができる。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書、訂正報告書及びこれらの添付書類について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法(関連法令を含む。)の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

7. 社債管理者への通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき並びに変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または当社が国内で今後発行する他の社債のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。ただし、当該書面による通知については、当社が有価証券上場規程に定める適時開示を行った旨、または官報もしくは本(注)12に定める方法により公告を行った旨を遅滞なく社債管理者に通知する場合は省略することができる。
- 事業経営に不可欠な資産を譲渡または貸与しようとするとき。
- 事業の全部または重要な事業の一部を休止または廃止しようとするとき。
- 資本金または準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換または株式移転(いずれも会社法において定義され、または定められるものをいう。)をしようとするとき。

8. 社債管理者の調査権限

- (1) 当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求した場合には、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する資料または報告書を提出しなければならない。また、同様の場合に、社債管理者は、当社の費用で自らもしくは人を派して当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等につき調査を行うことができる。
- (2) 本(注)8(1)の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、社債権者の利益保護に必要かつ合理的な範囲内でこれに協力する。

9. 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為または破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(会社法第705条第1項に定める行為を除く。)を行わない。

10. 債権者保護手続における社債管理者の異議申述

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

11. 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、以下に定める場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
- 社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反するまたは利益が相反するおそれがある場合。
- 社債管理者が、社債管理者としての業務の全部または重要な業務の一部を休止または廃止しようとする場合。
- (2) 本(注)11(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

12. 公告の方法

本社債に関し本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものが

あるときは、これを省略することができる。)に掲載することによりこれを行う。また、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の公告方法によりこれを行う。

13. 社債管理者から社債権者への通知方法

本社債に関し社債管理者が本社債権者に対し通知を行う場合は、別記「振替機関」欄記載の振替機関である株式会社証券保管振替機構が定める社債情報伝達サービスにてこれを行うものとし、かかる場合、社債情報伝達サービスにて通知したことをもって、社債管理者の各本社債権者への通知義務は履行されたものとする。

14. 社債要項及び社債管理委託契約の公示

当社及び社債管理者は、その各本店に本社債の社債要項及び社債管理委託契約の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

15. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に定める種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社または社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本（注）12に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社または社債管理者に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社または社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

16. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

- (1) 本（注）12に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）13に定める通知に関する費用
- (3) 本（注）15に定める社債権者集会に関する費用

17. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**（１）【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号	5,600	1．引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	1,600	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	800	
計	-	8,000	-

（２）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号	1．社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2．本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金4.5銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
8,000	40	7,960

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額7,960百万円は、全額を2026年6月末までに返済期日が到来する短期借入金の返済に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第 7 期（自 2024 年 2 月 1 日 至 2025 年 1 月 31 日） 2025 年 4 月 25 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

事業年度 第 8 期中（自 2025 年 2 月 1 日 至 2025 年 7 月 31 日） 2025 年 9 月 12 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 4 月 28 日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 5 月 13 日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 6 月 11 日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 6 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 6 月 11 日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 8 号の 2 及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 6 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 8 月 28 日に関東財務局長に提出

8 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 6 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 9 月 25 日に関東財務局長に提出

9 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2025 年 11 月 7 日）までに、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 8 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を 2025 年 10 月 14 日に関東財務局長に提出

10 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 4 の臨時報告書の訂正報告書)を 2025 年 5 月 16 日に関東財務局長に提出

11 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 4 の臨時報告書の訂正報告書)を 2025 年 5 月 16 日に関東財務局長に提出

12 【訂正報告書】

訂正報告書(上記 5 の臨時報告書の訂正報告書)を 2025 年 6 月 26 日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2025年11月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社GENDA 本店

（東京都港区東新橋一丁目9番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。